

「千島艦事件」再考

—— 一八九〇年代における対外硬言説の流通と地域社会 ——

中川 未来

はじめに

本稿は、一八九二年に発生した軍艦千島の海難事故をめぐる情報の流通過程を地域の視座から明らかにすることで、近代日本で国民国家形成の画期となった日清戦争期の政治社会における対外硬言説の機能を検証することを目的とする。まず問題の所在を示すために、愛媛県桑村郡壬生川村（現・西条市）の鷲森神社で挙行された事故犠牲者の慰霊祭に関する報道を確認したい。

一八九三年一月四日、新暦正月の鷲森神社には緑門が設けられ、鳥居には「招魂祭」の三文字が掲げられた。球灯と旗幟で彩られた境内には、参会者のため幔幕と屏風で寒気を遮った仮屋も建てられた。のちに「千島艦事件」として記憶されることになる海難事故の慰霊祭が、同日午後一時より始まろうとしていた。

慰霊の対象は壬生川村大新田出身の海軍一等水兵信岡菊蔵

（菊蔵とも表記）。彼が搭乗する新造軍艦千島（図1）は、建造地フランスから回航の途次、一八九二年一月三〇日未明に現在の松山市堀江沖、興居島と陸月島の間にあたる釣島海峡で横浜・香港航路のイギリス船ラベンナ The Ravenna (Peninsular and Oriental Steam Navigation Company) 所属、以下 P & O 社、図2）と衝突、沈没し千島の乗員九〇人のうち七四人が死亡した。信岡はその一人であり、愛媛県出身者として唯一の犠牲者であった。

「招魂祭」当日の参列者は村長一色範美ら発起人と遺族、村民をはじめ県知事代理など約一〇〇人、そして壬生川尋常小学校の児童二〇余人と報道されている。来賓や小学校各学年代表による祭文朗読、そして児童の唱歌「皇御国」「命を捨てて」と式次第はしめやかに進んだが、粉雪のちらつく悪天候のため「余興」として予定されていた花火とニワカは中止された¹⁾。

この慰霊祭が、本来は戦死した軍人を祀る祭式である「招

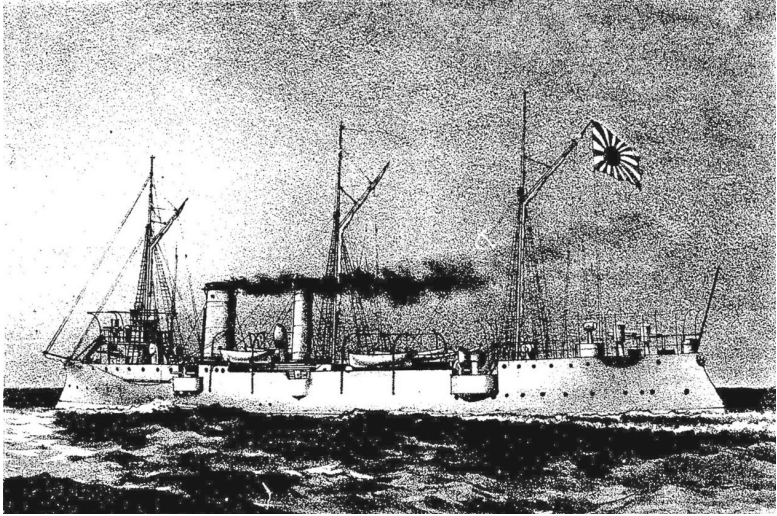


図1 千島の艦影（出典：『大日本帝国軍艦貼』海軍文庫、1894年）

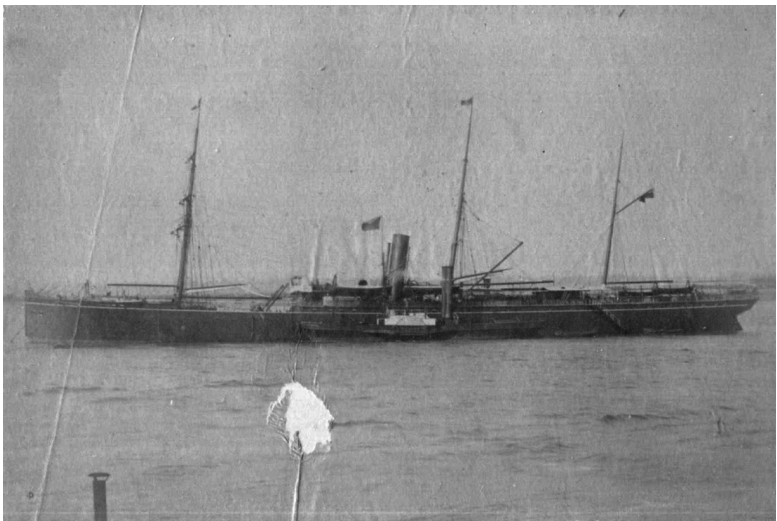


図2 ラベンナの艦影（出典：The South Australian Maritime Museum, *Passengers in History*, <https://passengers.history.sa.gov.au/node/934673>、2021年5月19日最終閲覧）

魂祭」として執行された点、またその実施にあたり明治天皇と皇后から祭料五円が下賜された点から明らかなように、信岡菊蔵の「殉職」は第一に国家の文脈において意義づけられた。しかし一方で彼に捧げられた祭文の一節——「興居の山長く緑に桑村の峯と相映し堀江の海常に深く壬生の潮と相通す、亦少しく魂魄を慰するに足らん」——は、事故現場が信岡の故郷に近接している点に僅かな慰めを見出そうとする内容を含んでおり、ここからは信岡菊蔵という個人の死を地域社会に取り戻し、悼もうとする意思も看取されるだろう。

ところが、同じく一八九三年一月三〇日に和気郡三津浜町（現・松山市）で開催された「千島艦事件遭難一周年弔祭」は、壬生川村の慰霊祭とは大きく異なる様相を呈した。会場で朗読された「薦告之文」には、「英奴の暴慢不礼なるは言語同断、寸断に屠て醢等となすも尚飽足らざるの思ひあり」と、加害者たるイギリス側への憎しみの念があらさまに表出されているのである。もちろん犠牲者の出身地とそれ以外とでは事件の受け止めかたは異なるものとなるだろう。だが、それだけではない。事故発生後約一年弱を経て、「千島艦事件」は単なる海難事故を越え、ナショナルな感情を喚起する社会的事件へと変貌していたのである。

政治史を中心とする従来の研究史において「千島艦事件」は、主に第二次伊藤博文内閣と自由党に批判的な改進黨とジャーナリストたちが「対外硬」を旗印に条約改正問題の政

治焦点化を図った一八九二〜九四年段階の政局下の点景として、とりわけ第五議会で政府批判の好材料となった事実を中心に叙述されてきた。この事故が当該期の政治過程に与えた影響を整理すると、千島の操艦に過失を認めなかった政府は、九三年五月六日に領事裁判権を認める日英修好通商条約の規定によりP & O社を横浜の英国領事館に提訴した。P & O社は千島の過失を唱え反訴したが、法廷はそれを棄却し損害賠償を命じた（同六月二十九日）。しかし同社は上海の英国高等裁判所に控訴、二審判決は日本側に賠償を求める内容となった（同一〇月二五日）。

当時問題となったのは、主に右裁判の過程で判明した次の二点であった。①初審でP & O社に反論すべく政府が軍艦の所有者たる天皇の無問責という憲法上の規定（第一条）を引き合いに出し、裁判中で天皇の名が使用されたこと。そして②控訴審で事故現場の瀬戸内海（図3）が公海と認定され、当時のグローバル・スタンダードであった英国海上法が適用されて日本側の敗訴に結びついたことである。

対外硬派は一八九三年一月頃より「千島艦事件を以て政界の焼点と為すべし」などと第二次伊藤博文内閣への攻撃を強め、第五議会では一二月二〇日に改進黨の鳩山和夫らが「政府の千島号に関する措置は条約の明文に由らず正当の条理に基かず叩りに帝国を挙げて英国の主権の下に屈従せしめたるものにして実に千古の失体なり」と弾劾する上奏案を衆議

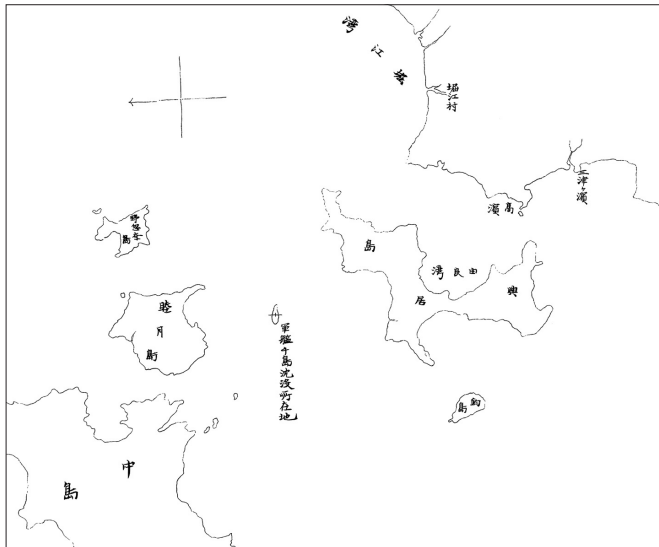


図3 「千島艦沈没所在図」(部分。出典：1892年12月5日陸奥宗光宛勝間田稔進達、外務省外交史料館蔵外務省記録「千島艦英船「ラベンナ」号ト衝突沈没一件」5-1-8-0-19)

院に提出した⁽⁸⁾。そのため政府は議会を一〇日間の停会とし、三〇日には衆議院を解散するのである。

三津浜町の慰霊行事で確認される排外感情は、このような政治情勢下で醸成されたと見ることもできる。中央政局の影響が地方に及んだという図式に基づく理解である。確かに、条約改正問題が「民衆の深層心理」に存在した「排外熱」を刺激したことは確かであろう⁽⁹⁾。しかし、中央の政治家やメディアに踊らされ、利用される「民衆」という単線的な図式は事実在即したものだろうか。実は「千島艦事件」をめぐる言説の中核をなす「ラベンナの事故対応は一八八六年のノルマントン号事件を想起させる」という認識は、後述するように愛媛県の地域紙が発信した情報に基づいていた。「民衆」が直接的であれ間接的であれ身近に発生した海難事故として「千島艦事件」に関わった愛媛の地域社会に視座を据えるならば、近代日本社会において草の根のナシヨナリズムが誘発される諸契機を具体的に検証する道が開けるだろう。

地域社会から「千島艦事件」を捉えることの重要性は、つとに松尾忠博が訴えている。同氏は『近代日本総合年表』や『日本外交年表並主要文書』といった基本的な参考文献において長らく事故発生現場が「深江沖」と誤記されていたことを批判し(現在は同氏の指摘を受け修正)、例えば地名に表象される「事実」の固有性を脱色し都合良く利用してきた研究者の姿勢を鋭く批判している。

表1 海難件数と死亡者数、海難審問件数の推移

年	海難件数		計	海難による死亡者数			海難審問 件数
	計	瀬戸内海の 割合(%)		汽船	西洋型帆船	和船	
1875	444						
1876	432						
1877	856						
1878	519		264	88	3	173	
1879	410		85	0	39	46	
1880	646		220	66	15	139	5
1881	678	26.5	161	1	10	150	26
1882	487	20.1	117	0	35	82	27
1883	505	21.2	110	2	16	92	31
1884	687	22.7	182	6	18	158	33
1885	529	20.6	96	5	21	70	18
1886	689	25.1	193	71	1	121	11
1887	531	26.6	89	0	12	77	22
1888	468	33.3	75	7	0	68	20
1889	474	27.2	114	0	41	73	23
1890	462	23.6	152	68	36	48	39
1891	853	38.3	622	339	12	271	30
1892	425	32.0	240	173	4	63	42
1893	605	29.1	317	155	31	131	36

註：ここで「瀬戸内海」とは、典拠資料中「本州西部南海岸」（自和歌山県西方至山口県管下長門国）と「四国北海岸」（愛媛県・香川県）を合せた範囲を指す。

出典：『日本帝国第五統計年鑑』（内閣統計局、1886年）、『日本帝国第七統計年鑑』（同、1888年）、『日本帝国第十統計年鑑』（同、1891年）、『日本帝国第十三統計年鑑』（内閣書記官室統計課、1894年）。

一 事故現場としての瀬戸内海

アマチュアの立場から地域史料を丹念に収集してきた同氏の業績に多くを学びつつ、本稿では①当該期の瀬戸内海に特徴的な海運事情（第一章）、②メディアを介した情報流通、とりわけ地域紙と中央紙の関係（第二章）、③愛媛県における事故対応と「民衆」の関わり（第三章）という三つの視点を設定し、改めて「千島艦事件」をめぐる言説状況を解きほぐしてみたい。なお、以下引用史料は必要に応じて句読点を加えるなど、最小限の処理を施している。

最初に確認すべきは、事故現場となった当該期の瀬戸内海における海運状況という環境要因である。千島とラベンナへの衝突は偶発的な事故だったのか。まず日本列島沿海全域と瀬戸内海を比較して海難事故の傾向を検討してみよう。統計の残る一八七五年から事故発生の翌年九三年までの海難件数と死者数、海員審問の数をまとめたものが表1である。ここからは、二つの特徴を読み取ることができる。

まず①全国の高難件数に占める瀬戸内海での発生率は、概ね一八八六年を画期として、それまで二割台前半で推移していたものが二割台後半から三割台へと増加している。ただし遭難船の大多数は、五〇〇石積以下の和船であった。その一方で、②全国的に汽船の遭難による死亡者は九一年以降増加

しており、海難審問の件数も年二〇件以下であったのが九〇年より三〇件台を維持するようになる。

右の特徴①②は、千島とラベンナの衝突が決して偶発的なものではなく、当該期の瀬戸内海では海難事故が増加傾向にあり、かつ全国的に汽船による重大事故も増えつつあったという全体状況のなかで発生したことを示している。ではなぜ一八八〇年代半ば以降、海難事故が多発したのだろうか。

近代日本で汽船が全国航路網の形成を開始したのは一八七五年である。八九年には汽船や西洋型帆船による海運が和船を凌駕し、海上の物流は汽船を中心とする輸送に吸収された。しかし汽船が寄港可能な港湾は主要港に限定されており、和船は幹線航路を補完する海上輸送市場を形成することで、瀬戸内海など内海航路を中心に生き残った¹²⁾。

一八九〇年代に入ると、地域間を結ぶ航路においても汽船の進出が著しくなった。愛媛県ではいち早く宇和島運輸が八五年に宇和島・大阪線を開設し、続いて石崎廻漕店（現・石崎汽船）が九〇年に三津浜・宇品間線を、九二年には住友尾道支店が新居浜・尾道線を開設している。このうち例えば新居浜と尾道を結ぶ航路には住友が新造した汽船御代島丸が就航していたが、これは九二年七月一五日に尾道まで延伸した山陽鉄道（現・JR山陽本線）に接続する航路であった。同航路には広島合資会社も汽船二隻を投入し競争が激化したため、住友は大阪商船より木津川丸を購入している¹³⁾。

瀬戸内海において一八八〇年代後半より五〇〇石積以下の和船を中心に海難事故が増加し、かつ全国的に見て汽船による事故も九一年以降重大化したという特徴①②は、このような海運環境の変化、とりわけ内海航路における和船の残存と同航路への汽船参入による海上交通の混雑化が要因であったといえる。愛媛の事業者が所有した船舶も例外ではなく、九〇年前後に限っても、例えば宇和島運輸の汽船は第三宇和島丸が八九年一二月に兵庫県御影沖で神港丸（神港社所有）と、第四宇和島丸が九〇年五月に香川県多度津沖で第一徳山丸（共栄社所有）と、第二宇和島丸が九二年六月に神戸港で倉庫船と、それぞれ立て続けに衝突事故を起こしている¹⁵⁾。

つまり海上交通の混雑が顕著となりつつあった当該期の瀬戸内海にあつては、千島、そしてラベンナも、それぞれ他船と事故を起こす可能性は十分にあつたのである。現に両者が衝突する直前の一八九二年一月二一日には、宇和島運輸の第一宇和島丸が神戸沖で外国船と衝突している。またラベンナはすでに事故発生に先立つ一二月一八日に神戸沖で和船および伝馬船と接触する事故を起こしていた¹⁶⁾。

また神戸港を擁する瀬戸内海は、内海航路のみならず、開港地間を結び香港や上海に接続する外国航路の商船が行き来する海域でもあつた。ラベンナは、従来P&O社の横浜・神戸・長崎・香港線に就航していたアンコナ The Ancona が香港にてドック入りしたため代船として同線に臨時就役してい

た貨客船であり、横浜から神戸を経て長崎へ向かう途中で千島に衝突した。ラベンナは事故処理のため二月二日まで堀江沖に碇泊したため、乗客の一部は折から同地を通過したカナダ汽船会社 Canadian Pacific Steamships の客船エンプレス・オブ・ジャパン The Empress of Japan に移乗し長崎へ向かっている。¹⁷⁾

さらに瀬戸内海は外国軍艦が通行する海路でもあった。事故直後に遭難をいち早く報知した一人に和氣郡堀江村（現・松山市）の村役場書記の野本岩五郎がいる。一八九二年二月二日付『愛媛新報』は、野本が「予て県知事より仏国東洋艦隊の海岸に碇泊する場合には相当の手当をなせよとの内諭ありしを知るものから」フランス艦隊の来航と誤認し、「單身小舟を漕ぎ出した」旨の談話を紹介している。彼の認識は同年七月二日と十一月二五日に発された「仏国軍艦寄港繫泊ノ際応分ノ請求有之トキハ相当ノ補助ヲ与フヘシ」との県知事訓令に基づいていた。¹⁸⁾六月三日にはドイツ軍艦の航行に関して同様の訓令が出ており、この海域での外国軍艦の通行が日常的であったことを示している。

一方の千島について見ると、同艦は壬午事変（一八八二年）後の軍拡構想のなかで策定された八五年度の海軍第一期軍備拡張計画で建造が決定された。しかし内閣制度移行を見据えた緊縮財政の実施という政治課題のもと、伊藤博文や井上馨は計画の見直しを求めた。結果として千島の起工は八九

年一月となり、進水も翌九〇年一月二六日と後倒しになった。¹⁹⁾

その後、東アジア国際情勢への危機感から政府は海軍拡張の容認に転じるが、初期議会期における「民力休養」と「富国強兵」の相剋は事故当時も継続しており、政府がいわゆる建艦詔勅を用いて海軍予算の議会通過を図ったのは一八九三年二月一日である。事故発生直後の中央紙、例えば九二年一月四日付『東京朝日新聞』は「海軍の拡張並に航海線の延長を主唱する」という文脈で、「軍艦の数僅少なる場合に於てハ比較的に大なる損害」と千島の損失を惜しむ社説を掲載したが、それは右の事情を念頭においたものだった。

千島の排水量は七五〇トンであり、艦種は外洋での長期航海を想定しない水雷砲艦である。国内造船業の未発達のためフランスに発注された千島は一八九二年四月の竣工後、地中海より大西洋、印度洋を経て一月二四日に長崎へ到達するという長距離の航海を余儀なくされた。千島の遭難は、一面では海軍の軍拡構想と議会政治の開始、そして重工業の未成熟という当該期の諸課題が複合的に作用した結果でもあったのである。

二 「中央」と「地方」、連鎖する言説空間

次に新聞メディアによる事故報道と、その傾向を点検す

る。その際には、①東京や大阪で発行され全国的に流通していた全国紙と、②特定の地域で流通した地域紙が発信した言説の影響関係に注目したい。検討対象は対外硬派の代表的なメディアであった『大阪朝日新聞』『東京朝日新聞』『日本』、そして愛媛県の地域紙『海南新聞』『愛媛新報』である。

このうち『愛媛新報』は当該期の紙面が現存していないが、後述するように当該期の新聞メディアでは独自取材を補完すべく他紙の記事を転載し情報源とすることが通例となっており、その結果が論調に影響することもしばしばであった。実際、失われた『愛媛新報』の記事（の痕跡）も全国紙には残されているのであり、ここでは中央・地方の新聞メディア間で循環する情報の様態と機能に着目することで「千島艦事件」をめぐる言説の形成過程を考察する。

まず中央紙の場合、発行地が愛媛県に最も近い『大阪朝日新聞』は千島とラベンナの衝突事故を短文ながら早くも事故当日に号外で報じている（『東京朝日新聞』の報道は一月一日から）。情報源は一八九二年一月三〇日午後一時四十分には松山から発信された電報である。その後の同紙には、神戸のP&O社代理店や大阪商船所属船乗組員への取材など、発行地である大阪の地の利を生かした多様な情報源による記事が確認される。

注意すべきは、事故発生直後の一二月初旬段階における『大阪朝日新聞』には、ラベンナ側を明確に非難する論調が

確認されないことである。事故調査が進んでいない以上、少なくとも過失責任が千島とラベンナ何れの側にあるのかは「双方審問の上ならでは何れとも判じ難し」との判断がその背景にはあった。『東京朝日新聞』も同様であり、『大阪朝日新聞』より早く社説欄で事故を取り上げた同紙は、先述したように過失責任の所在には触れず、海軍拡張の文脈で千島の損失を惜しむのみであった。中央紙の報道傾向は意外にも当初おしなべて冷静だったのである。

『日本』の場合も、初めて事故に言及した一二月三日付社説では貴重な軍事費の損失を招いた海軍側の責任を指摘するのみである。しかし紙面に目を凝らすと、「千島艦事件」が後日「対外硬」の文脈でクローズアップされることにつながる視点の存在に気がつくだろう。『日本』記者の正岡子規による時事即吟「海の藻屑」である。

一八九二年一月一日に日本新聞社に入社した正岡子規の初仕事が、千島艦事件を詠んだ「もの、ふの河豚に喰はる、哀しきよ」（二月二日掲載）であったことはよく知られているが、同句には次のような前書きが付されていた。

奔浪怒濤の間に疾風の勢を以て進み行きしいくさ船端なくとつ国の船に衝き当ると見えしが凜に吹き散らされし木の葉一つ渦巻く波に隠れて跡無し。軍艦の費多しとも金に数ふべし。数十人の貴重なる生命如何。数十人の生命猶忍ぶべし。彼等が其屍と共に魚腹に葬り去りし

愛国心の値間はまほし。

ここで子規は、事故の背景に存在した政費節減と軍拡要求という政治的文脈を踏まえた上で「愛国心」に触れている。もちろんこれは軍人の「愛国心」ではあるが、その射程には「国民」——述べるまでもなく軍人は「国民」の範型である——としての「愛国心」も位置するだろう。事実『日本』は二月一日付社説「軍気説」にて過失責任の所在如何については裁判結果を待つと慎重に留保を付しつつも、

衝突事件の裁定は早晚必ず明かならん、然りと雖とも彼れラヴエンナ号なる者は吾が領海に於て吾が軍艦に触れ而して冷々淡々たるの状あるは、其の過失の何れに在るを問はず早く既に其無礼を自表するもの、吾が国威を蔑にしたるもの、千島艦遭難の顛末は寧ろ正當に吾れ陸海軍人の激昂を価すへき者に非ずや

と、英国側の「無礼」を諷め「外敵を愾るの氣」の振作を論じている。すでに『日本』主筆の陸羯南は、第二次伊藤内閣が発足した一八九二年八月から現行条約施行論の争点化を目指していた。右の事故評価からは、千島とラベンナの衝突を法的責任という論点と切り離し、「国民的感情」に関わる問題として取り上げようとする羯南の姿勢が明らかである。

ここで注目したいのは羯南の議論を支えた情報源である。そもそも論説「軍気説」の議論は、①ラベンナが千島遭難者の救出に消極的であった、②ラベンナが事故早々に現場海域

を離脱したという二つの情報に基づいて立論されていたが、そのような情報の出所はどこにあったのか。『日本』をはじめとする中央紙の報道では、とりわけ事件が地方で発生した場合、特派員や各地の契約通信員による電報が重要な取材手段であったが、電報の利用料は未だ高額であり、いきおい電文は短くならざるを得ない。そのため精彩ある記事作成のため活用されたのが地域紙であった。

「千島艦沈没の事に付吾人が最も知らんと欲する所のものは其當時の実況なり」との関心に応えるべく、『日本』は一八九二年二月五日より『海南新聞』『愛媛新報』の記事転載を始めている。これは『大阪朝日新聞』でも同様である。中央紙は地域紙の記事を利用することで、事故現場にほど近い堀江村の開業医永井雅郎の活躍や同村長門屋履徳の尽力といった地域住民の救援活動の様子、また松山市中の人力車が堀江村や三津浜町に集中したという挿話など、ローカルではあるが現場を彷彿とさせる光景を描写し、全国に報道しえた。そして重要なのは、転載された地域紙の記事には個別具体的な「実況」だけではなく、地域紙による事実に対する「評価」が含まれていたことである。

既述のように一八九二年二月六日付『日本』は、いち早く事故現場に駆けつけラベンナに乗船した堀江村役場書記野本岩五郎の談話を二日付「愛媛新報」記事を用いて報道した。そこでは遭難者に対するラベンナの待遇について次のよ

うに紹介されている。⁽³²⁾

斯の如くラヴェンナは千島の沈没を報せざるのみならず、生存者十六名に対しては上記の如く僅に肌をかくす迄の物を与へたるのみか少しの火気さへ与へず。剩へ其遭難者を該船に引取るや該船の医師は唯だ鐮木大尉と土山少尉に膏藥を貼する位の極めて粗末なる手当をなし、水兵に至っては省みる処なく一貝の膏藥さへ与へざりしのみならず、碇泊中拱手する人物の多きに拘はらず一人の介抱人さへ付せず。其の遭難者に対する待遇は実に冷淡を極め、生存者の一人なる仏蘭士人イノ氏の如きも一時も此の船に居ることを好まずと云ひ居たれば、ノルマントンのことさへ想ひ出で切齒に堪へざりしと。以上は野本氏の昨朝本社〔松山市の愛媛新報社——引用者註〕に來り涙を流して物語りし処なり

右の引用文は『日本』紙面ではすべて圈点が打たれており、特に「遭難者」「待遇」は特大活字で刷られている。ノルマントン号事件（一八八六年）という象徴的な出来事を読者に想起させ「国民的精神」に訴えようとする『日本』の報道意図を看取することができる。なお同じ紙面では『海南新聞』記事も「ラヴェンナ号の救助は緩慢なり」との強調点付きで引用されている。⁽³³⁾

『日本』は『愛媛新報』や『海南新聞』記事の利用に際して恣意的に内容を改変したのではない。当該期の紙面が利用

できる『海南新聞』を見ると、同紙は事故の発生直後より「レベーナ号か救助に頗冷淡なりしに相違なし」「英船は遁け帰りしなり」といった見出しを掲げ、ラベンナは千島乗員の救助に消極的であり、日本側の調査にも非協力的であるという論調を展開していたことが確認される。⁽³⁴⁾ また『愛媛新報』についても、愛媛新報社の御手洗忠孝は二月六日に松山市の新栄座で二五〇〇人を集め開催された「民党政談大演説会」で「千島艦の沈没」という題目を掲げ、

内に剛に外に柔に所謂陰弁慶なる藩閥政府が仏国に注文せし千島艦なれば、英商船と衝突して忽ち破碎せしも偶然にあらず。何となれば我国の外交が常に其の方針を誤り居るうへ、狡猾なる赤髭奴は日本政府を馬鹿にせり、否な日本国民を馬鹿にせり。馬鹿にされし日本政府が注文せし軍艦なるが故に二十二海里の注文も僅かに十九海里の千島艦にてありし故に、完全なる軍艦を製造し国防を蔽にせんとせば民党の方針に拠らざるべからず

と、「内に剛に外に柔」な第二次伊藤内閣、そして「狡猾なる赤髭奴」の態度を批判していた。⁽³⁵⁾

すなわちラベンナの過失責任ではなく道義的責任を焦点化し、それを政府批判へと結びつけるという『海南新聞』『愛媛新報』の議論は中央紙に先行していたのである。そして対外硬派のメディアは、地域紙の記事から事故の「実況」に関する情報を抽出する過程において「ノルマントン号事件を彷彿

佛とさせるイギリス側の非道」といった議論をも撰取することで、「国民的精神」——ナシヨナリズムの喚起という目的に適合的な事件として「千島艦事件」を造型していく端緒を掴んだ。このように検出された中央紙・地域紙間における連鎖的な言説空間の形成は、当該期の対外硬運動が「中央」政局の「地方」への影響という一方からだけではなく、日本列島社会内の諸地域間で共振的に進展し、「地方」発の情報が「中央」の政治動向を規定するケースも存在したことを鮮やかに示している。

三 社会的意思表示への欲求

それでは、なぜ『海南新聞』『愛媛新報』は事故後いち早くラベンナ批判の論調を展開したのであるうか。検証すべきは地域紙報道の背後に存在した人びとの意識形態と、その形成過程である。

千島の乗員九〇人のうち、救出されたのは一六人であった。事故当日の救援活動で大きな役割を果たしたのは、一八八九年に堀江村長門屋履徳らにより開設された私設水難救済所である。ラベンナに収容された生存者は同所の手により門屋宅に移送され、堀江村の開業医永井雅郎が応急手当を加えた。彼らは愛媛県立病院長谷口長雄の診察を経て海路三津浜町に移され、うち最重傷者は松山市街と三津浜町を結ぶ

伊予鉄道にて陸軍衛戍病院に搬送された。なお残る重傷者は三津浜の久保田回漕店で、軽傷者は高浜（和気郡新浜村、現・松山市）にてそれぞれ療養となった。⁽³⁷⁾

また風早郡河野村など現場海域の沿岸部には千島乗員の遺品漂着が相次ぎ、勝間田稔県知事は訓令で鄭重な取扱いと三津浜に設けられた県臨時出張所への護送を命じている。現場対応は二月初旬には一段落したが、行方不明者の捜索は続いた。和気郡新浜村、同堀江村、風早郡忽那島、新居郡新居浜村など沿岸各地の漁業従事者が捜査協力を申し出たが、結局遺体発見は二例にとどまった。⁽³⁸⁾

右のように、事故対応には現場周辺の住民組織や漁業従事者が大きな役割を果たしており、このような直接的な体験が、彼ら・彼女らが「千島艦事件」の展開に関心を寄せる契機となったことは確かであろう。さらに、間接的なかたちではあるが、より広範囲の人びとが「千島艦事件」に関わることのできるイベントも存在した。その一つが新聞社による義捐金募集である。

大規模な事故や災害発生時の義捐金募集は、一八八六年のノルマントン号事件を契機に定着したとされる。⁽⁴⁰⁾ 今回の場合、千島乗組員の遺家族救済を目的とする全国的な義捐金は日本海員救済会（八〇年設立）が九二年一月一日に募集を開始し、その後東京発行の中央紙一六社が参加する形式で実施された（九三年一月一〇日締切）。紙面に掲載された呼び

かけ文は次の通りである。⁽⁴⁾

帝国新造軍艦千島号、十一月三十日伊予国堀江沖に於て沈没、乗組員中生存する者僅かに十余名に過ぎすと云ふ。驚愕痛惜誠に禁へず。殊に乗組諸士ハ、仏国解纜後千辛万苦を風波千疊の間に送り、今や將に横浜に廻着、征衣を釈んとするに際し、不幸にも此奇難に遭ふ。誰か之を悼まざらんや。依て茲に江湖有志諸君に謀り義捐金を募集し以て聊か此不幸を弔慰せんと欲す。冀く多少に拘はらず義捐金を寄せ我輩發起の微衷を贊助されんことを

義捐金の受付は日本海員救済会（本部及各地支部海員寄宿所）、日本郵船会社・大阪商船会社（本店及各地支店出張所代理店）、東京海上保険会社（本店及各地代理店）、三菱社（本店及各地支店造船所炭坑事務所）となつており、各新聞社に直接義捐金を送付していたノルマントン号事件時の対応と比べると集金事務の能率化が図られている。同時に、右引用文に加害者たるイギリス側への言及が見られないように——これは報道開始時における中央紙の論調が抑制的であつたことと軌を一にしている——ナショナルな感情を掻き立て読者層の拡大と組織化を図ろうとするメディア・イベントとしての性格は逆に薄まっている。⁽⁵⁾

他方で事故の発生地である愛媛県内での義捐金募集は、海南新聞社と愛媛新報社、および日本赤十字社愛媛支部、卯之

町通信社の合同企画として一八九二年二月二日に発表された。期限は二月二〇日、一口一〇錢以上の条件であり、最終的には三八八円三六錢八厘を集めて海軍省へ送付された。⁽⁶⁾ 募集広告に掲載された呼びかけ文は、以下のように具体的に事故状況の悲惨さを描写し加害者名も明示するなど、日本海員救済会・中央紙の企画と比べ、読者の感情に訴えようとする意図が強く示されている。⁽⁷⁾

帝国軍艦千島号は、曩きに明治二十二年仏国ロワール会社に起工し四ヶ年の日子を費して漸く功を竣たるものなり。這回香港・長崎を経て品海へ廻航の途中、十一月三十日未明本県和氣郡興居島と風早郡睦月島との中間、堀江沖に於て英国ビーオー会社飛脚船ラバーナ号と衝突し、霹靂一声帆樑折れ船体碎け俄然千尋の海底に沈没し了り、咄嗟の間救助の手治ねからずして乗組総員九十名の内九死に一生を得たるもの僅かに十六名、他は悉く鯨鰐鯨鱻の腹中に葬られたり。嗚呼誰が吾国干城の將校・水夫を惜まざらん。嗚呼誰れか此慘憺たる同胞の最期を哀まざらん。若し夫れ溺死者遺族の心情を推度せば転々摧腸の至りに勝へざるなり。是を以て本社等他に率先し、左の方法に抛り江湖博愛の士より普く義捐金を募集し、聊か遺族に同情を表せんとす。希くは賛成されんことを

それでは、いかなる人びとがこのような呼びかけに応じた

のか。一二月三日〜二八日付『海南新聞』には拠金者名と金額が逐次掲載されている。事件への関心の拡がりを確認するために、掲載日順に拠金件数、金額、地域別件数、顕著な拠金者・集団の概要をまとめたものが表2である。まず時系列で件数と空間的な拡がりを見ると、松山市と同市に接続する郡部から始まった拠金の動きは、愛媛県東部（東予）、そして南部（南予）の順に拡大している。これは松山市にて印刷される『海南新聞』『愛媛新報』の到達速度や、各地から松山へ郵便為替や現金書留を用いた送金の速度に比例したものと考えられる。なお愛媛県外からの拠金は、日本赤十字社愛媛支部を通じた大倉組広島支店の賀田金三郎（六日掲載、一〇円）ほか岡山と徳島からの二例（九日掲載）しかない。

次に金額を検討すると、官吏や名望家が加入する名誉職の色彩が強い赤十字社員を除くと、個人で二円以上を拠金した例は、先述の賀田金三郎の他には伊予郡郡中町（現・伊予市）の奥島秀三郎（二円）、新居郡中萩村（現・新居浜市）の実業家で一八九八年には貴族院多額納税者議員に選出される飯尾麟太郎（五円）に限られる。赤十字社員では県知事勝間田稔（愛媛支部長・名誉社員、一〇日掲載）が三円であり、それ以上は五円を拠出した宇摩郡松柏村（現・四国中央市）の大地主である森実弘（五円、一三日掲載）のみである。そして高額拠金者は募集期間の前半に集中しており、後半は赤十字社員を含め一円以下の拠金が続く傾向にある。

拠金集団で目立つのは小学校職員・生徒や官公庁、町村役場、警察、病院という単位であるが、一方で件数や金額は少ないものの青年結社や学習・修養団体（西条同誓会、西条青年義会、実用英語学校、北予英学会、越智郡栄女子矯風会、伊予学友会、東宇和郡魚成村有終学舎）、慈善救療結社である松山同愛社の存在も目を惹く。また宗教団体では松山基督教会、松山美以美（メソジスト）教会、プロテスタント系ミッションスクールである私立松山女学校というキリスト教諸派、そして教派神道の神宮教愛媛本部による拠金が確認できる。逆に仏教や神社神道の名は無いが、これらは義捐金の拠出ではなく次に検討する追悼法要や慰霊祭の開催主体として社会的に存在感を示していた。さらに会社・商店や商業団体、親睦団体など（新立現米取引会社、大洲銀行、松山商業倶楽部、小町倶楽部、伊予尋常中学同窓会）の件数も少ないが、例えば後述するように今治商業倶楽部は独自に義捐金を募集しているのであり、その存在は閑却視しえない。

一二月一三日から下浮穴郡東方尋常小学校生徒中など児童生徒による拠金が登場するのは、学校単位での集金に時間を要したためであろう。同じく一三日からは風早郡浅海村、喜多郡柴村、温泉郡味生村と行政村単位での拠金も掲載されるようになり（表3）、以降とりわけ募集締切り間際に村による拠金が集中したこと、さらには二三日と二四日に日本赤十字社愛媛支部の各郡委員部名による大規模な拠金が集中した

表2 海南新聞社・愛媛新報社による義捐金募集

掲載日	件数	金額(円)	地域別件数				主な拠金者・集団(2)
			中子	南予	東予	その他・不明(1)	
12月3日	10	11,784	7	2	0	1	中学校生徒(1人)、私立松山女学校教員生徒(7,584円)
12月4日	29	30,075	27	0	0	2	愛媛県尋常師範学校職員中(5円)、愛媛大林区職員一同(5円)、松山基督教会(2,725円)、松山同愛社(10円)、風早郡河野尋常小学校職員一同、風早郡河野村役場吏員(7人)、奥島秀三郎(2円)
12月6日	34	13,900	23	10	1	0	松山病院職員中(4円)、新立現米取引会社(2円)、松山市真野商店員(5人)、喜多郡大洲町大洲銀行(2人)、西条同警会員、西条青年義会員(1人)
12月7日	18	46,440	13	0	1	4	日本赤十字社(4人、16円)、神宮教愛媛本部(2円)、松山地方裁判所並同検事局及管内各裁判所並同検事局職員中(20円)、久米郡石井村尋常小学校職員中、三津尋常小学校職員中、粟井尋常小学校職員中、越智野間郡今治高等学校職員中(3円)
12月8日	27	10,966	16	8	3	0	実用英語学校生徒、松山基督教会、松山美以美教会有志、伊予郡北伊予村尋常高等小学校職員中、伊予郡北伊予村役場吏員中、東宇和郡役所内部長及吏員中(2円)、南宇和郡御庄小林区署員中
12月10日	83	42,174	6	2	32	43	日本赤十字社(41人、27,6円)、宇和島尋常小学校職員中、飯尾麟太郎(5円)、二神深蔵(南宇和郡城辺村463戸分代理送付)、上分尋常小学校職員中
12月11日	28	17,060	21	0	1	6	日本赤十字社(6人、9円)、下浮穴郡東方小学校生徒中
12月13日	83	29,602	71	4	8	9	日本赤十字社(9人、9,7円)内5円は森実弘、伊予郡北山崎村尋常小学校生徒中・同職員中、下浮穴郡森松尋常小学校(69人)、愛媛県庁警察部有志者、風早郡西仲島村会議員中(3円)・同役場吏員中、愛媛県庁内(26人)、新居郡西条監獄支署吏員一同
12月14日	106	19,970	58	1	10	37	日本赤十字社(1人)、松山商業倶楽部有志(47人、10円)、南宇和郡城辺分署及駐在所員
12月16日	65	12,073	15	36	0	14	北予英学舎有志中、下浮穴郡浮穴村村役場吏員中、卯之町警察署(17人)、卯之町警察署野村分署(13人)、東宇和郡中川尋常小学校職員(3人)・同小学校生徒(52人)、東宇和郡明間尋常小学校職員(1人)・同小学校生徒中
12月17日	82	29,663	14	8	14	46	日本赤十字社(46人、23円)、下浮穴郡宮内尋常小学校職員(1人)・同小学校生徒(57人)、風早郡東中島第二尋常小学校教員生徒中、越智郡盛尋常小学校職員及生徒(38人)、越智郡盛女子矯風会、下浮穴郡井門尋常小学校生徒(29人)、伊予学友会員(6人)、越智郡今治直税関分署(12人)、喜多郡田所村尋常小学校職員・同小学校四学年生徒中
12月18日	81	15,550	35	24	19	3	風早郡東中島村役場吏員(4人)、風早郡西仲島村字和間小学校職員(1人)・同村吉木小学校職員(1人)、越智郡生名尋常小学校職員生徒中、越智郡宮窪村役場吏員(5人)、松山高等小学校職員中(2,5円)
12月20日	39	11,890	9	10	20	0	宇摩郡別子山高尋常小学校職員一同、周布郡小松警察署員一同(2円)、伊予尋常中学同窓会
12月21日	95	24,125	68	8	19	9	日本赤十字社(9人)、宇和島監獄支署員総代、今治警察署警部巡查履及菊間分署官浦分署警部巡查(3円)、喜多郡五城村高等小学校職員(1人)、宇摩郡津根尋常小学校職員中・同小学校生徒中、喜多郡大洲警察署員(2人)、八幡浜直税関分署員(10人)、新居郡桶村村役場吏員(5人)、東宇和郡魚成村有終学舎、祝谷村駆職職員中、風早郡粟井村有志者中(3,64円)、古町倶楽部(13人)
12月22日	95	26,316	3	12	58	22	日本赤十字社(22人、4,6円)、松山監獄署員一同(11,15円)、越智郡上弓削尋常小学校職員・同生徒中、越智郡下弓削尋常小学校職員(2人)、越智郡出海尋常小学校職員中、越智郡宗方尋常小学校訓導(2人)、越智郡口総尋常小学校訓導(2人)、越智郡岡山村役場吏員中、越智郡岡山尋常小学校訓導(2人)、野間郡小西尋常小学校職員(2人)・生徒(93人)
12月23日	128	21,860	26	1	1	100	日本赤十字社越智野間郡委員部(98人、14,7円)、庄内尋常小学校職員中、岩松警察分署各駐在所員
12月28日	97	23,540	3	0	10	84	日本赤十字社(84人、21,15円)、越智郡瀬戸崎村役場吏員(5人)、越智郡瀬戸崎尋常小学校職員(4人)、新居郡神郷村有志者
総計(3)	1100	388,368	415	126	197	380	

註：(1)その他・不明には赤十字社募集分を含む。(2)金額は2円以上、人数は判明する場合に記載。ただし2円以下でも所属が明らか場合は採録。行政村単位での集団拠金は表3に掲出のため省略。(3)各小計・総計金額は史料上の数値。ただし総計は実際の合計金額(386円98銭8厘)と合致しない。
 出典：『海南新聞』1892年12月の各義捐金拠出者一覧記事。

表3 行政村を単位とする集団拠金

12月10日	南宇和郡城辺村
12月13日	風早郡浅海村、喜多郡柴村、温泉郡味生村
12月14日	新居郡西条町、喜多郡新谷村
12月18日	喜多郡宇和川村、同郡五城村、桑村郡三芳村、 下浮穴郡南吉井村、越智郡宮窪村、温泉郡朝美村、 同郡味生村
12月20日	宇摩郡賀茂村、西宇和郡町見村、越智郡西佐方村、 久米郡北吉井村、周布郡多賀村、下浮穴郡拝志村、 宇摩郡土居村
12月21日	新居郡橋村、和氣郡興居島村、東宇和郡東多田駅
12月22日	越智郡弓削村、喜多郡出海村、越智郡宮浦村、 同岡山村
12月23日	和氣郡興居島村、桑村郡庄内村

註：日付は紙面掲載日、配列は史料掲載順。
 出典：『海南新聞』1892年12月の各義捐金拠出者一覧記事。

ことも同様の理由によると推測される。

ただし、例えば南宇和郡城辺村では一戸につき三厘を徴収し、村長二神深蔵が計四六三戸分（一円三八銭九厘）を代理送付しているが、全ての行政村、また小学校がこのように組織的な集金を行ったわけではなく、表2と表3に示されたように依然一部に留まっていた点には注意が必要である。¹⁵ 国民国家形成の装置としての行政・公教育に関わる諸機構は、未だ完全に地域社会に根を下ろしてはいないのである。

それでも以上の募集結果は、個人拠出以外の義捐金が旧村や寺社といった近世以来の組織ではなく、官公庁や小学校、

行政村、会社といった近代に形成された社会集団に基づき集金されたことを示唆している。ならば、自発的な拠金にせよ所属する集団による（半ば強制的な）集金にせよ、なぜ人びとは義捐金の募集に応じたのだろうか。その動機を考えるうえで興味深いのは、実に頻繁に掲載されている拠金者氏名の訂正記事の存在である。明らかに人びとは紙面に載った自らの名前を丹念に確認しており、必要とあらば訂正を求める手間を惜しんでいない。

義捐金の拠出という行為には、社会的事件の一端に連なることで日常の生活圏を超えた国家への共属意識を育むという効果を指摘できる。のみならずメディア・イベントとしての義捐金募集には、人びとの社会的意思表示への欲求を掘り起こし、かき立てる側面もあった。官公吏や地方名望家の場合、拠出金額は社会的地位の表象となり、国家に対する忠誠心を示す手段でもあった。

しかし例え「官員」や「名士」でなくとも、最低金額である一〇銭を出しさえすれば職業や社会的地位に関わらず県知事と同列で氏名や住所、所属組織が新聞に掲載され、遺家族への同情心や「国民」としての公共心、ひいては「愛国心」を表明できるのである。拠金者は仮名を用いることもあったが、例えば海南新聞社・愛媛新報社の企画に義捐金を寄せた「森松慎昂生」（一三日掲載）の名付けは強いメッセージ性を帯びている。

また、越智郡今治町（現・今治市）の業者者団体である今治商業倶楽部は、一二月三日より「血涙アル同胞諸君」「同胞博愛ノ諸士」へ向け独自に義捐金の募集を開始した。⁽⁴⁶⁾『海南新聞』に一覧として掲載された拠出者名と金額をまとめた表4を見ると、当時今治町長であった村上芳太郎（一八九四年衆議院議員、改進黨）をはじめ、大阪商船の代理店、回漕店、またそれらに所属する通船という港湾業務に従事する業者、料亭と思われる旭始楼や延忠楼、さらには越智野間両郡人力車夫中まで広範囲な社会階層が名を連ねている。海難事故への関心を義捐金の拠出によって示すことは海運に関わる自らの事業宣伝であるとともに、「同胞」への「博愛」を表示する手段でもあった。

社会的意思表示への欲求は、相次ぐ慰霊行事の開催からも確認される。最も早いのは一二月五日に開催された松山市法龍寺での曹洞宗二四ヶ寺による追弔法会であり、以降は和気郡太山寺、温泉郡常信寺などが続いた。また松山市の阿沼美神社では周辺六郡神官有志による招魂祭が開催された。⁽⁴⁷⁾新居郡の前上寺（現・前神寺）住職阿刀良雄が追悼法会を開くにあたり海軍省へ犠牲者の正確な氏名等を問い合わせた事例は、宗教者の慰霊に対する真摯な態度を示している。⁽⁴⁸⁾

他方で、慰霊行事は主催者の社会的存在意義をアピールする絶好の機会でもあったのであり、義捐金への参加ではなく慰霊行事の主催を選択した仏教や神社神道ではあるが、行事

内容は従来の形式の踏襲に留まらなかった。⁽⁴⁹⁾関係する官公吏や軍人はもちろん、一般客の参加を促すために、慰霊行事には「余興」が積極的に取り入れられるのである。事故現場に近い和気郡高浜で開催された招魂祭（一二月一〇日開催）で「楽隊」を迎える計画が立てられたのはその一例であり、⁽⁵⁰⁾「はじめに」で紹介した桑村郡壬生川村の慰霊祭でも花火と二ワカが「余興」として組み込まれていた。

愛媛で最大規模の慰霊行事となった三津浜の追弔会（一二月二〇日開催）を見てみよう。発起人は松山市の仏教組織白蓮講、そして海軍事務所が設けられ事故対応の中心となった久保田回漕店（三津浜）である。⁽⁵¹⁾祭事執行は神官と各宗僧侶を合わせ一二〇名、開催にあたっては旧松山藩主久松家（五円）、旧大洲藩主加藤家（二円）、そして住友家（五円）から祭祀料が寄付され、余興として花火の打ち上げと呉からの軍楽隊招請も計画されていた。当日は雪であったが、陸海軍の高級将校・士官、県参事官、各郡長、松山市助役、また三津尋常小学校教員・生徒をはじめ「参拝人見物人非常に多く盛ん」な式典であったと報道されている。⁽⁵²⁾

この際に久保田回漕店前の浜辺で朗読された弔詞は、ラベナについて「英国某船の為に過られ」と控えめに触れるのみである。一方で、「はじめに」で見たように約一年後の同地で開催された一周年祭では「英奴」との表現が用いられていた。その間には、地域社会を構成する諸階層・集団が経

表4 今治商業倶楽部募集の義捐金拠出者

拠出者名	金額(円)	拠出者名	金額(円)	拠出者名	金額(円)	拠出者名	金額(円)
今治東浜仲仕中	1.000	八木熊治	0.100	池山春樹	0.100	片上政一	0.100
村上芳太郎	0.300	吉忠回漕店	0.100	秋山徳造	0.100	竹内清治	0.100
吉松仁平	0.300	順成舎回漕店	0.100	太田茂徳	0.100	梶田岩治	0.100
八木守三郎	0.300	角熊回漕店通船中	0.100	河上周助	0.100	越智周作	0.100
村上正平	0.300	角熊回漕店支店	0.100	村上熊治	0.100	宮崎長造	0.100
阿部房太郎	0.300	青野嘉太郎	0.100	檜垣長平	0.100	池内代吉	0.100
吉野イク	0.300	旭始楼	0.100	大野良助	0.100	矢野勝治	0.100
馬越文太郎	0.300	延忠楼	0.100	越智幸吉外二名	0.100	八木繁太郎	0.100
柳瀬シカ	0.300	山徳回漕店	0.100	山田村治	0.100	山田丹治	0.100
深見萬之助	0.300	曾我回漕店	0.100	森田市治	0.100	高橋藤吉	0.100
村上熊太郎	0.150	油重回漕店	0.100	神尾政吉	0.100	内海直次郎	0.100
大阪商船会社今治代理店通船中	0.240	武内団兵衛	0.100	岡村源吾	0.100	石丸郁太	0.100
柳瀬儀三郎	0.200	石丸研一	0.100	越智政造	0.100	喜多川園助	0.100
宇佐見実太郎	0.200	片山直衛	0.100	正岡七重	0.100	玉井勝治	0.100
田窪文治	0.200	富田宝三	0.100	富永徳太郎	0.100	長井伸逸	0.100
今村秀芳	0.200	橋本萬三郎	0.100	檜垣良太	0.100	増田高平	0.100
阿部平助	0.200	石田幸八	0.100	井原武助	0.100	檜垣寅吉	0.100
阿部音五郎	0.200	吉松信文	0.100	沢田全八	0.100	菅藤七	0.100
大阪商船会社今治代理店	0.200	長野駒吉	0.100	青井増三郎	0.100	野間岩造	0.100
小西芳太郎	0.150	内田財助	0.100	村上格造	0.100	白石重太郎	0.100
秦徳三郎	0.150	成松弥十郎	0.100	木村鬼作	0.100	管鬼佐治	0.100
檜垣大三郎	0.150	日岡元吉	0.100	藤吉伊平	0.100	前神峯太郎	0.100
村上源助	0.150	青野章次郎	0.100	矢野信太郎	0.100	杉山亀治	0.100
小沢常太郎	0.150	大智亦七	0.100	矢野萬助	0.100	松谷喜三郎	0.100
三浦熊吉	0.150	渡辺広木	0.100	越智八百助	0.100	徳永宗治	0.100
村上嘉作	0.150	高須徳太郎	0.100	竹本彦太郎	0.100	吉田実平	0.100
矢野源治	0.150	箱崎餘四平	0.100	河上喜三郎	0.100	小原芳治	0.100
曾我伊平	0.150	河合清三郎	0.100	八木亀太郎	0.100	阿部利三郎	0.100
矢野用助	0.150	三木慶助	0.100	山田又助	0.100	宇野友治	0.100
白石清一	0.150	久保正	0.100	砂田重宜	0.100	富田九平	0.100
長島常一	0.150	阿部清平	0.100	長谷部太助	0.100	越智野間両郡人力車夫中	1.500
二神莞爾	0.150	阿部光之助	0.300	高山利平	0.100	小島鬼太郎	0.100
角熊回漕店通船中	0.150	橋田熊次郎	0.100	森徳次郎	0.100	岡田六郎	0.100
曾我回漕店通船中	0.120	竹内善助	0.100	石丸三	0.100		
森喜代治	0.100	八木ナミ	0.100	安永通寛	0.100		
杉山清治	0.100	半井晋吉	0.100	日野直三郎	0.100		
						総計	141件、20.11円

註：総計は実際の合計金額（20.01円）と合致しない。
 出典：「千島号遭難義捐金」（『海南新聞』1892年12月9日）。

験した「千島艦事件」があった。地域紙は人びとの社会的意
思表示への欲求を汲みとり、「ノルマントン号事件」という
ナショナルな感情を惹起する記号を用いて事件への関心を方
向付けようとした。そして、そのような地域紙報道にも導か
れた「対外硬」言説が人びとの意識の社会的表現として選択
されることで、ナシヨナリズムの政治的利用は成立したので
ある。

おわりに

最後に、千島とラベンナの衝突事故発生から約一年後、第
二次伊藤博文内閣を攻撃すべく「千島艦事件」の政治焦点化
を図った対外硬派による一八九三年末段階の議論が地域社会
にどのように環流したのかについて、愛媛県の事例を用いて
改めて確認しておきたい。

すでに述べたように、事故責任をめぐる裁判で論点となっ
た一つは現場海域の法的帰属であった。瀬戸内海は日本の領
海であるため裁判の管轄権は日本側にあると主張する日本政
府と、事故現場は公海であるとして国際海洋法——当該期に
おいては英国海上法の適用を求めるP&O社の主張が衝突
し、上海の英国裁判所は後者の主張を認めた。当該期、領海
の範囲について国際的な合意は未だ確立しておらず、それを
沿岸より三海里（五・五五六km）とする学説が有力であり、

英国控訴審判決はこの説を採用したのである。

これに対し対外硬派は、「没理非法の太甚しきもの」「瀬戸
内一般の全然我法権に属するや亦論を待たざる所なり」と強
く反発した。領域概念はナシヨナリズムの構成要素であり、
「領海権の把握と失墜」は「直ちに以て国の独立に関する」
と捉えられたからである。³³ 例えば現行条約勸行論を唱え、折
しも居留地周辺で事実上の内地雑居が進行していた現状を批
判する調査報道「外権内侵録」を『日本』に連載（一八九三
年九月二八日～一〇月二三日）していた陸羯南は、早速「千
島艦事件」を取り上げ、政府の「対外軟」に基因する「外権
内侵」の一例として位置づけている。³⁴

また東京市の神田錦輝館で対外硬の輿論形成を目的に開催
された演説会（一八九三年一月九日）において高田早苗
は、「千島艦の衝突地たるや日本領海たることは本邦人に於
ては誰一人疑ふものあるべからず、然れども彼モーロクなる
英国人中には異議を挟むものも亦多し」と、領海問題を話題
の中心に据えた。³⁵ すでに「千島艦事件」は領海概念と国際法
をめぐる学知に基づく議論を惹起していたが、瀬戸内海の一
部が日本の領海外と認定された事実は、学界の枠を越え広く
社会の耳目を集め、対外硬派の議論が注目される一因となっ
た。

同時期の愛媛でも、『海南新聞』は「判決の根柢は衝突の
場所、即ち興居島と陸月島との中間を以て日本の領海と認め

ず世界の公道なりとするに在り」とこの判決を特大活字で報じ、「其結果美に国権の消長に關す、豈に軽々に看過すべけんや」と述べるなど、「千島艦事件」をナシヨナリズムの文脈で捉える姿勢を明確にしている。一八九三年一月末には県内の内地雜居尚早派が帝國議會に請願をなすべく運動を開始し、翌九四年一月には演説会も計画された。⁽³⁸⁾生活圏から指呼の先にある「興居島と陸月島との中間」の海が「日本の領海」ではないという判決は切実な感覚を伴って受け止められ、「国権の消長」という言説もまた自らの暮らしに関わるものとして肌身に迫ってきたのである。人びとが日清開戦の報に接するのは、同年七月末のことである。

ただし、「千島艦事件」に関わる全ての言説が国家的価値



図4 「信岡君之碑」(筆者撮影)

のもとに回収されたわけではないことにも、やはり留意が必要であろう。事故の犠牲者信岡菊蔵を悼む「信岡君之碑」は、瀬戸内海に注ぐ大曲川の河口に近い船溜に面した鷺森神社にある(図4)。これは、砂田徳蔵(一等水兵、呉海兵团)・藤岡寛蔵(同上)・秋山貞吉(一等水兵、軍艦大和乗組)・岩元乙八(三等兵曹、軍艦高雄乗組)・立石彌五郎(同上)・小澤萬吉碑(横須賀湊町)の発起により、事故後間もない一八九三年三月から五月の間に建立されたものである。⁽³⁹⁾

内田正敏(海軍大佐、呉海兵团長)の撰にかかる碑文は、幼時に父親を亡くした菊蔵の生い立ちから始まり、事故により中断された彼の生涯について軍歴を中心に叙している。しかし海難事故については「忽然遇奇禍、艦没于故園之海」と語られるのみであり、同地で営まれた慰霊祭の際に捧げられた祭文と同じく加害者への憎悪を煽るような文言は見られない。抑制された筆致で刻まれ現在まで壬生川の地に残されているのは、郷里を同じくする菊蔵の「知友」が懐いた「痛悼不已、遂欲建碑彰表以聊其悲傷」との思いである。

註

- (1) 以上、壬生川村の慰霊祭については「覆艦遭難者の招魂祭詳況」(『海南新聞』一八九三年一月八日)に拠る。
- (2) 一八九二年二月六日「千鳥艦乗組溺死水兵祭案料下賜」(愛媛県立図書館蔵「愛媛県行政資料」M03-2-152「自明治廿三年至全廿六年官房達原議並通牒」)。
- (3) 「祭故海軍一等水兵信岡菊蔵君文」(『海南新聞』一八九三年一月七日)。
- (4) 「千鳥艦遭難吊祭」(『海南新聞』一八九三年二月二日)。
- (5) 例えば、当該期の政治史を対外硬運動を軸に読み解いた小宮一夫「条約改正と国内政治」(吉川弘文館、二〇〇一年)参照。他に法学的見地から、畝村繁「千鳥艦事件——国際法上の観点から」(『甲南法学』第一五卷一・二号、一九七五年)、Richard F. Chang, *The Chishima Case, Journal of Asian Studies*, Vol. XXXIV, No.3, 1975。海事史的見地から村上貢「千鳥艦衝突事件と水先人北野由兵衛」(『海事史研究』第四二号、一九八五年)といった研究が存在する。また伊藤博文関係文書に収められた「千鳥艦事件」関係史料については、岩壁義光「解題」秘書類纂千鳥艦事件「収録文書について」(『伊藤博文文書 第三五巻 秘書類纂千鳥艦事件』ゆまに書房、二〇一〇年)が詳細に検討している。
- (6) 当該期の「千鳥艦事件」に関する論点は、福良虎雄編「千鳥艦事件」(報知社、一八九三年)が整理しており参考となる。
- (7) 「千鳥艦事件を以て政界の焼点と為すべし」(『東京朝日新聞』一八九三年二月十五日)。
- (8) 「千鳥艦事件上奏案」(『日本』一八九三年二月二日)。
- (9) 前掲註(5)小宮「条約改正と国内政治」一七七～七八頁。
- (10) 松尾忠博「千鳥艦沈没」(伊予民俗の会、一九八八年)、同「千鳥艦沈没事件文献批判」(『伊予史談』第三〇二号、一九九六年)。
- (11) 本稿は、拙稿「千鳥艦事件再考——地域史と政治史、思想史をつないで——」(『子規博だより』第三九巻一号、二〇二〇年)を元に、その後
- の調査で得られた史料を加え全面的に改稿したものである。
- (12) 以上は小風秀雄「帝國主義下の日本海運」(山川出版社、一九九五年)、とりわけ第四章「汽船海運の発展と近代的海運市場の形成」に拠る。
- (13) 「波濤百年、宇和島運輸株式会社小史」(宇和島運輸株式会社、一九八六年)、「石崎汽船史、海に生きる」(石崎汽船株式会社、一九九五年)参照。
- (14) 「住友分店又々汽船を購入す」(『海南新聞』一八九三年一月二〇日)。
- (15) 前掲註(13)「波濤百年」二六～二七頁。
- (16) 「汽船の衝突」(『海南新聞』一八九二年一月二六日)、「ラヴェンナ号の構造」(『大阪朝日新聞』一八九二年二月二日)。
- (17) 「ラヴェンナ号の損所」「ラヴェンナ号の構造」(『大阪朝日新聞』一八九二年二月二日)。
- (18) 「覆艦新報」(『日本』一八九二年二月六日)。同記事は二月二日付『愛媛新報』の抄録記事である。これによると野本岩五郎と同時に現場へ急行したのは、他に堀江村駐在所および和氣浜駐在所の巡查である友松里次郎と田坂某であり、三人はラベンナに乗船後、水先人北野由兵衛からの説明を聞き始めて誤解を知ったという。
- (19) 一八九二年七月二日付松山市役所・西宇和郡役所・風早和気温泉久米郡役所・越智野間郡役所・新居岡布桑村郡役所・南宇和北宇和郡役所・松山警察署・三津警察署・今治警察署・八幡警察署・西条警察署・宇和島警察署宛訓第二二二号、九二年一月二五日付同上宛訓第三〇五号(「愛媛県行政資料」M03-2-159-163「明治廿五年愛媛県達」)。
- (20) 一八九二年六月一三日付風早和気温泉久米郡役所・三津警察署宛訓第一八一号(同右)。
- (21) 「海軍制度沿革第八」(海軍大臣官房、一九四〇年)四～五頁、「海軍省明治二十四年度報告」(海軍大臣官房、一九九二年)二頁、高橋秀直「日清戦争への道」(東京創元社、一九九五年)二〇〇～二〇八頁。
- (22) 「千鳥号の遭難を聞いて感あり」(『東京朝日新聞』一八九二年二月四日)。

(23) すでに筆者は同様の手法により、日清戦争期に朝鮮の日本人居留地で発行されていた日本語メディアの記事が全国紙に転載されることで朝鮮観形成を主導した事実を明らかにしている。拙稿「『朝鮮新報』主筆青山好恵の東学農民戦争報道——一八九〇年代の朝鮮情報流通と居留地メディア」(京都大学『人文学報』第二二号、二〇一八年)。

(24) 「新軍艦沈没(溺死多し)」(『大阪朝日新聞』一八九二年一月三〇日号外)。

(25) 例えば、「ピーオー会社の狼狽」「千島艦沈没余聞」(『大阪朝日新聞』一八九二年二月二日、同三日)など。

(26) 「ラウエンナ号右舷に転ず」(『大阪朝日新聞』一八九二年二月七日、前掲註(22)「千島号の遭難を聞いて感あり」)。

(27) 「千島艦沈没」(『日本』一八九二年二月三日)。

(28) 「海の深層」(『日本』一八九二年二月二日)。

(29) 「軍気説(下)」(『日本』一八九二年二月二日)。

(30) 拙著「明治日本の国粹主義思想とアジア」(吉川弘文館、二〇一六年)一五四頁。なお陸羯南が用いる「国民的感情」「国民的精神」という語の意味と問題点については、松田宏一郎「陸羯南」(ミネルヴァ書房、二〇〇八年)一〇九—一三頁を参照。

(31) 「沈没の実況」(『日本』一八九二年二月五日)。同記事は二月一日付『愛媛新報』の抄録である。

(32) 前掲註(18)「覆艦詳報」。

(33) 「ラウエンナ号の救助は緩慢なり(同上)」(『日本』一八九二年二月六日)。

(34) 「千島艦沈没彙報」(『海南新聞』一八九二年二月四日)。

(35) 「民党政談大演説会」(『海南新聞』一八九二年二月四日)。御手洗忠孝(一八六六—一九四〇)は一八九〇年に愛媛新報社に入社。その後主筆(一九〇九年)、社長(一九一九年)となる。一方で市会議員(一八九三年)、県会議員(一九一五年)、松山市長(一九二六年)を務めた(御手洗忠孝「履歴書」国立公文書館蔵「任免裁可書 大正十五年 任免卷

三十八)所収「御手洗忠孝愛媛県松山市長二就任ノ件」任B01319100)。

(36) 松尾忠博「私設堀江水難救済所の帝國水難救済会への加盟」(『ことば』第四五号、一九九〇年)。

(37) 「日本軍艦と英国飛脚船の衝突」(『海南新聞』一八九二年二月一日)、松尾忠博「軍艦千島沈没事件年表(改定新版)」(軍艦千島沈没事件調査研究所、一九九一年)。

(38) 「沈没千島艦の漂流物品拾揚」「漂流物」(『海南新聞』一八九二年二月二日、二月七日、一八九二年二月三日)。「軍艦千島号附属物件漂着品ノ内乗組員ノ記名徽章等アルモノ取計方」。「軍艦千島号乗組員死体漂着シタルトキ取扱方」(前掲註(19)「明治廿五年愛媛県達」)。

(39) 「興居島村長よりの出願」(篤志者統々)「死体捜索の届出」(漁夫へ知事より賞状を下す」(『海南新聞』一八九二年二月六日、七日、八日)。

例えば西条町の場合、漁業従事者四二人が五日間、現場海域で捜索に従事しており、参加者の姓名が新聞に掲載されている(「千島艦沈没と西条漁業者」『海南新聞』一八九二年二月四日)。これら沿岸諸町村は義捐金の募集にも積極的に対応しており(表3参照)、捜索経験が事件への関心を惹起した例証となる。

(40) 北原糸子「ノルマントン号事件と義捐金問題」(『メディア史研究』第七号、一九九八年)。

(41) 「義捐金募集広告」(『東京朝日新聞』一八九二年二月三日、七日)。なお参加した新聞社は、史料掲載順に日本新聞社、日報社、日就社、報知社、東京朝日新聞社、中央新聞社、朝野新聞社、朝報社、改進黨新聞社、大和新聞社、国会新聞社、国民新聞社、絵入自由新聞社、都新聞社、商況社、自由社である(同上)。

(42) 「メディア・イベント」としての位置づけの再検討も含め、新聞社が主催する義捐金の性格が時期によって変化する過程は今後の検討課題としたい。

(43) 「千島艦遭難義捐者に謹告す」(『海南新聞』一八九三年一月一日)。

(44) 「義捐金募集広告」(『海南新聞』一八九二年二月四日)。

- (45) 一方で中学校や師範学校はより積極的に事件に関与しており、例えば愛媛県尋常中学校では職員が生存者に鶏卵など物品の支援を行っていた〔職員と吏員、千島艦長へ見舞を贈る〕『海南新聞』一八九二年二月四日。
- (46) 「同胞諸士ニ訴フ」〔海南新聞〕一八九二年二月九日。
- (47) 「溺死者追悼法会」〔曹洞宗の遭難溺死者追弔法会〕「真言宗百二十余箇寺の追弔」〔溺死者追悼の祭文〕「招魂祭と追弔会」〔海南新聞〕一八九二年二月六日、同七日、同四日。他にも、二月二日には越智郡宮窪村で越智郡島方神官取締支庁長西原正教が祭主となり招魂祭が開催され、参拝者は数百人上ったと報道されている。また和気郡興居島村でも二月二日に葬儀が執行され、一八九三年一月九日には越智郡西伯方村で、一月五日には新居郡玉津村でも追弔会が開催されている〔地方の千島艦沈没溺死者招魂祭〕「千島艦溺死者の葬儀」〔遭難溺死者追弔会〕「新居郡千島艦沈没招魂祭略況」『海南新聞』一八九二年一月一六日、同二三日、九三年一月一四日、同二八日。
- (48) 一八九三年一月六日海軍省宛阿刀良雄照会〔防衛省防衛研究所蔵〕公文備考 別輯、新艦製造書類（千島、松島、厳島、回航、千島沈没ヲ含）海軍省公文備考別輯、M33-37-37。
- (49) 例えば風早郡で二十三ヶ寺による追弔法会を企画したのは、東京より入手した「幻灯」を用いた「演説」による布教を計画していた風早仏教青年会である〔風早仏教青年会〕『海南新聞』一八九二年二月一日。当該期の仏教青年会については、岩田文昭「近代仏教と青年——近角常観とその時代」〔岩波書店、二〇一四年〕参照。
- (50) 「溺死者招魂祭」招魂祭臨席者〔海南新聞〕一八九二年二月八日、一一日。
- (51) 白蓮講は一八九二年二月六日より死亡者の三七日法要を計画し義捐金を募集している。広告では三津浜の久保田廻漕店も發起人の一人として名を連ねている〔緊急広告〕『海南新聞』一八九二年二月七日。なお白蓮講主催の義捐金では一円以上の高額拠金も多く、新聞社の義捐
- 企企画への参加とは異なった側面が見出される〔松山白蓮講社松山有志義会事務募集広告〕『海南新聞』一八九二年二月一六日。
- (52) 「三津浜の軍艦遭難者追弔会」招魂祭準備会〔千島艦遭難者の大法会〕「千島艦遭難者祭資料寄附」〔海南新聞〕一八九二年二月一四日、一七日、二四日。
- (53) 「千島艦事件の英廷公判」〔内海主権論〕〔日本〕一八九三年二月六日、七日。
- (54) 同右。なお現行条約勸行論については、前掲註(30)『明治日本の国粹主義思想とアジア』一五三—一五六頁を参照。
- (55) 「千島艦事件演説会」〔日本〕一八九三年一月一〇日。
- (56) 例えば、陸羯南が中心メンバーであった東邦協会では、国際法の専門家が同問題の学術的検討を開始していた〔日本内海に於る国権空疎の宿弊を慎重反省し其匡直の必要大略を述ぶ〕「領海の定義及び其制度」『東邦協会報告』第三〇号、第三二号附録、一八九三年一月、同二月。
- (57) 「千島艦事件」の判決〔海南新聞〕一八九三年一月八日。
- (58) 「本県の雑居尚早派」〔海南新聞〕一八九三年二月二八日。
- (59) 「信岡君之碑」には建立年が記されていない。しかし発起者のうち秋山貞吉（壬生川村出身、一八六七年生）の肩書に記された「軍艦大和乗組」の期間は九三年三月二日から同五月二日までであるため、同碑の建立時期もその間と推定される。秋山の経歴については、「履歴明細書」〔防衛省防衛研究所蔵〕明治卅四年公文備考 恩給「二十五」〔軍人恩給法二捩り恩給請求ノ件〕海軍省公文備考、M34-55-48参照。

〔付記〕 本稿は、JSPS 科研費(21K13098) による成果の一部である。